

株式会社岸本医科学研究所等に対する買取決定等について

2011年3月10日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年12月9日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社岸本医科学研究所及び株式会社道東臨床検査センター（以下「対象事業者ら」という。）

2. 金融支援額

約76億円

※ただし、関係金融機関等による金融支援額は、株式会社岸本医科学研究所の事業を分割した後に実施される同社の特別清算手続において確定することになります。

3. 一般商取引債権の取扱い

今般の買取決定等は、全ての関係金融機関等との間で合意が整ったことを意味するものであり、対象事業者らに対する一般商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上